

総合的な環境行政の推進

1. 環境基本条例

世田谷区は、平成6年に「環境と共生する都市世田谷」をめざして、23区初の環境基本条例を制定し、平成7年から施行しています（条例は資料編89ページ参照）。条例は、区の環境行政を総合的・計画的に推進し、現在及び将来の区民の健康で文化的な生活を実現することを目的とし、区のめざす基本理念や環境行政の基本方針を示す区・区民・事業者の責務を明らかにする開発事業等への環境配慮のしくみを定めることを主な内容としています。条例は、環境の保全・回復・創出についての基本理念を、次のように掲げています。

環境基本条例の基本理念

- ・ 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境が、現在の世代の享受するものであるとともに将来の世代に引き継がれるべきものであることを目的として行われなければならない。
- ・ 環境の保全等は、環境への負荷の少ない、環境との調和のとれた社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組により行われなければならない。
- ・ 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動において行われなければならない。

環境審議会

施策を推進する上での必要な事項を調査・審議するために、環境基本条例に基づき、区長の附属機関として環境審議会を設置しています。環境審議会では、基本計画に関することなどについて審議しています。また、開発事業等に係る環境配慮事項について審議会に報告しています。

委員数 14名 任期 2年 開催数（令和3年度）3回

2. 環境基本計画及び行動指針

環境基本条例第7条の規定に基づき、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成8年3月に環境基本計画を策定しました。

その後、計画の改定や調整計画を経て、現在、令和2年度から令和6年度までの「環境基本計画（後期）」に基づき、施策を推進しています。計画では、「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」を区のめざす環境像としています。

また、環境基本条例第8条に基づき、日常生活や事業活動の中で環境に配慮した行動を実践するための指針として、平成9年2月に環境行動指針を策定しました。その後、環境基本計画改定を受けて、環境行動指針も改定しています。区民、事業者、区が連携し、施策を着実に推進していきます。

3. 地球温暖化対策地域推進計画

区は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の実行計画（区域施策編）として、平成24年3月に「地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。平成30年3月には、環境基本計画の考え方や、国の地球温暖化対策の動きを踏まえ、また、平成25年3月に策定した「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画アクションプラン」の内容を統合し、平成30年度から令和12年度までの計画を新たに策定しました。区は本計画に基づき、2050年の低炭素社会・世田谷のイメージ「自然の恵みを活かして小さなエネルギーで豊かに暮らすまち 世田谷」の実現に向けた施策を推進してきました。

令和2年10月には、深刻化する気候危機の状況を踏まえ、区民・事業者の皆さんと地球温暖化の問題を共有し、共に行動していくため、「世田谷区気候非常事態宣言」を行い、2050年までに区内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明しました。このことを踏まえ、「2050年までの区内の温室効果ガス排出量実質ゼロ」や「2030年度において、2013年度比で区内の温室効果ガス排出量を57.1%削減する」ことなどを目標に掲げる、新たな地球温暖化対策地域推進計画を2023年（令和5年）3月に策定

しました。

4．環境基本計画に関連する主な条例および計画

環境基本計画は、世田谷区の基本構想や環境基本条例等に掲げる基本的な理念に基づいて世田谷区の環境施策に関する行政計画として位置づけています。

そして、環境面の課題について分野ごとに条例・計画等を定めるとともに、都市整備や産業振興など区が制定・策定するさまざまな条例・計画等と調整し、連携・補完しあいながら、総合的かつ計画的な視点から環境施策を推進しています。

環境に関する主な条例および計画・指針は、次のとおりです。

環境美化等に関する条例（平成9年10月制定、平成16年4月改正）

ポイ捨て防止等に関する条例から名称変更（平成30年4月改正）

まちの環境美化について、区・区民・事業者等の責務を明らかにするとともに、空き缶及び吸い殻等の散乱の防止、その他必要な事項を定めたものです。また、歩きたばこによる被害等を未然に防ぐため歩行中に喫煙をしないようにすることを喫煙者の責務とし、区長が「路上禁煙地区」を指定できるようにしました。（路上禁煙地区制度は、平成30年10月で廃止。）

さらに、喫煙する人とならない人が相互に理解を深め、区民協働により地域のたばこマナーが向上するまちづくりの実現を目指して、区内全域の道路・公園を禁煙とする、世田谷区たばこルールを策定しました。

風景づくり条例（平成11年3月制定、平成19年12月・平成24年3月・平成30年3月改正）、
風景づくり計画（平成20年4月施行・平成27年3月改定・令和4年6月変更）

区民・事業者・区など、多様な主体が協働して、先人たちが育んできた自然や歴史的、文化的遺産を継承しつつ、新たな風景を形成し、創造していくことを確認し、風景づくりを進めることを目指して制定したものです。平成20年4月より、景観法に基づくものとして改正・施行するとともに「風景づくり計画」を策定し、地域の個性を活かし、魅力を高める風景づくりの推進に取り組んでいます。

また、平成30年3月に屋外広告物を計画する上での周辺の風景への配慮事項等を示した風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）を策定し、特定の区域における屋外広告物については、よりよい風景づくりにつながるよう誘導を行っています。

みどりの基本条例（平成17年3月制定）（平成21・22年3月、平成25年10月改正）

区民・事業者と区が連携して、世田谷のみどりを保全・創出していくために制定したものです。この条例は、区におけるみどりの基本理念を示すとともに、みどりに関する基本計画や調査、特別保護区・保存樹木・保存樹林地等の指定や保全のための支援策、建築行為等に伴う緑化の基準など、みどり施策の根拠となる指針と規範を定めています。みどりの保全と創出を一層推進し、世田谷らしいみどり豊かな住環境を実現するため、建築行為に伴う緑化計画の届出対象と緑化基準を見直し、平成21年に条例及び規則を改正しました。

その後、都市緑地法に基づく緑化地域制度の導入に伴い関連規定を整備するため、平成22年3月に条例及び規則を改正しました。

また、区内の民有地の緑化をこれまで以上に確保するため、建築行為に伴う緑化計画の届出制度の届出対象を拡大するとともに、新たな緑化基準を定め、平成25年10月に条例及び規則を改正しました。

国分寺崖線保全整備条例（平成17年3月制定）

貴重な自然環境が残された国分寺崖線とその周辺地域における良好な景観の形成と住環境の整備を図るために制定したものです。国分寺崖線保全整備地区を指定し、この地域での建築物の制限や色彩の配慮などについて定めています。

みどりの基本計画（平成 30 年 3 月策定）

「世田谷区みどりの基本計画」は、みどり豊かな都市生活実現と自然生態系に配慮した環境との共生をめざして、緑地の適正な保全と創出及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、都市緑地法に基づき平成 30 年 3 月に策定しました。

この計画は、平成 20 年 3 月に策定したみどりとみずの基本計画を改定したもので、世田谷区制 100 周年となる 2032 年にみどり率 33%の達成とみどりの質の向上に努めた「世田谷みどり 33」を長期目標に据え、2027 年までの目標も示した計画となっています。計画の取り組み体系として、水循環を支えるみどりを保全する、核となる魅力あるみどりを創出する等 5 つの基本方針を掲げています。この計画に基づき、将来像「多様なみどりが笑顔をつなぐ街・世田谷」の実現に向け、区民・事業者と区が連携して、様々な施策を進めています。

生きものつながる世田谷プラン（平成 29 年 3 月策定）

「生きものつながる世田谷プラン」は、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略として、平成 29 年 3 月に策定しました。みどりや生きものの減少などの課題を解決し、次代に豊かな自然環境を残していくために、将来像「みどり・生きもの・ひとがつながって、生物多様性の恵みをみんなが実感し、大切にしている街・世田谷」をめざし、区が主体となって、区民、事業者、関係団体等と協働で取り組みを進めていく計画です。

一般廃棄物処理基本計画（平成 27 年 3 月策定、令和 2 年 3 月中間見直し）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき、これまでの 3 R の推進から発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の 2 R に重点を置いて、平成 27 年度から 10 年間の計画を策定しました。

環境に配慮した持続可能な社会の実現をめざして、「不用なものを出さない暮らしや事業活動の促進」「分別の徹底とリサイクルの推進」「安定的な収集・処理の推進」「情報提供と意識啓発の推進」の 4 つの施策を定めています。

〔ごみの減量目標〕

区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量 579 g（平成 25 年度） 目標 482 g（令和 6 年度）

〔これまでの実績〕

令和 4 年度 518 g *基準年（平成 25 年度）比 約 10.5%減

世田谷区住居等の適正な管理による良好な生活環境の保全に関する条例（平成 28 年 3 月制定）

住居や敷地内外に物品を溜め込み、悪臭や害虫の発生、通行の障害等、居住者と地域住民の生活環境に大きな影響を及ぼすような、管理不全な状態にある住居等に対応するため、条例を制定しました。

条例では居住者等や区の責務に加え、管理不全な状態を解消するための支援や措置等について必要な事項を定めています。

世田谷区気候非常事態宣言

深刻化する気候危機の状況を踏まえ、区民・事業者と区が地球温暖化の問題を共有し、持続可能な社会の実現に向け、ともに行動していくために、令和2年10月16日に「世田谷区気候非常事態宣言」を行いました。宣言において、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことも表明しました。

世田谷区気候非常事態宣言

～ 区民の生命と財産を守り持続可能な社会の実現に向けて～

近年、世界各地で記録的な高温や大規模森林火災、巨大化した台風など、地球温暖化の影響と考えられる気候異変が頻発し、甚大な被害が発生しています。

世田谷区でも台風や集中豪雨により浸水被害が発生するなど、区民生活に大きな影響をもたらしています。

この危機的状況を脱するために、2015年に国連で採択された「パリ協定」では、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2より十分低く保つとともに、1.5以下に抑える努力を追求する目標が定められています。

しかし、世界の二酸化炭素排出量は、今なお増加を続けており、気候危機の状況はまさに非常事態に直面しています。区民、事業者の皆さんとこの状況を共有し、二酸化炭素の排出を削減し気候変動を食い止める取組みと、今起こっている気象災害から区民の生命と財産を守る取組みを進め、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」持続可能な社会を実現しなければなりません。

世田谷区は、ここに広く気候非常事態を宣言するとともに、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明します。区はこれまでも自然の力を活かしたグリーンインフラの基盤づくりや、自治体間連携による再生可能エネルギーの普及拡大等に努めてきました。人の営みが地球環境の大きな負荷となり、気候異変をもたらしていることを踏まえ、区民参加のもとより良い環境と生命を守るための行動を加速します。

また、区・事業者・区民それぞれの立場で環境への影響を考慮した取組みを実行し、みどりに恵まれた良好な環境を子どもや若者たちの次世代に引き継ぎ、持続可能な発展と脱炭素社会の実現に向け、気候危機に力を合わせて行動します。

令和2年10月16日

世田谷区長 保坂 展人

5 . 世田谷区気候危機対策基金

気候危機対策を進めるため、寄附金の募集を令和4年度より開始しました。

積み立てた寄附金は、省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの利用拡大、脱炭素に貢献するまちづくりや、区民・事業者一人ひとりが環境への影響を考えて行動していく取組みなどに活用します。